

福井市中央工業団地地区地区計画の概要

(福井市南居町・三尾野町の各一部 A=約28.4ha 最終変更日:平成30年4月1日)

1. 地区計画の目標

本市の産業拠点である福井市中央工業団地地区は、都市基盤が充実し、周辺に恵まれた自然環境を有する工業団地であることから、地区計画を策定することにより、さらに企画開発環境や雇用環境に配慮しつつ、周辺の自然環境と調和を図りながら、良好な都市の生産環境を形成し保全することを目標とする。

2. 区域の整備・開発及び保全の方針

土地利用の方針	本市の産業拠点として適正な土地利用を実現するため、周辺の恵まれた自然環境との調和に配慮するとともに、本区域を細区分し、それぞれ次に掲げる方針により土地利用を誘導する。	
	A地区(約21.7ha)	B地区(約6.7ha)
建築物等の整備の方針	建築物等の用途や建築物の敷地面積の最低限度等の制限を行い、周辺環境と調和したゆとりと潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。	

3. 地区整備計画

用途地域	工業地域(建蔽率:60% 容積率:200%)	
建築物等の制限に関する事項	土地利用の区分	
建築物等の用途	A地区	B地区
	<p>建築基準法に定める工業専用地域において建築してはならない建築物は、原則、建築できない。</p> <p>ただし、以下の施設は建築できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区内の従業員が利用する社宅 ○地区内で製造された工場製品の販売を目的とした物販店(床面積は300㎡以下) 	<p>建築基準法に定める工業専用地域において建築してはならない建築物は、原則、建築できない。</p> <p>ただし、以下の施設は建築できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区内の従業員が利用する社宅 ○地区内で製造された工場製品の販売を目的とした物販店(床面積は300㎡以下) ○物販店又は飲食店(床面積は200㎡以下)(物販店の飲食の用途に供する部分は100㎡を限度として床面積に含まない。また、ガソリンスタンドのキャノピー部分も床面積に含まない。)
敷地面積の最低限度	1,250㎡ ただし、物販店や飲食店の敷地については、この限りでない。	
壁面の位置	○道路境界線から5.0m(県道三尾野別所線) 3.0m(県道三尾野別所線以外の道路) ○隣地境界線から2.0m	
緑化率の最低限度	敷地面積の15%以上	
建築物等の形態又は意匠	○建築物等の形態又は色彩その他の意匠は、周辺環境との調和を図り、景観形成上支障とないものとする。 ○屋外広告物は、1事業者2箇所以内とし、事業所名及び商標のみの表示とする。設置方法は、建築物壁面への直付けのみとする。 ただし、物販店や飲食店の敷地内に設置するもの、及び、福井市中央工業団地協同組合が設置するものは、この限りでない。	
垣又はさくの構造	○門柱:高さ1.5m以下、長さ6m以下 ○門扉:高さ1.2m以下、長さ12m以下 道路境界及び隣地境界に垣又はさくを設置する場合は、生け垣とする。	

福井都市計画地区計画(福井市中央工業団地地区)の計画図

